

○校外学習等における児童生徒の安全管理体制の徹底について

平成22.6.22 平22教安体第386号 学校安全・体育課長から
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会学校安全主管課長あて 通知

標記のことにつきましては、平素からお取組いただいているところですが、この度、愛知県内の中学校1年生が静岡県の青年の家において、カッター訓練中に、艇が転覆して、女子生徒1名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

つきましては、下記の取組等により、校外学習等を実施する際は、安全管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 青少年施設等を利用して校外学習を実施する際は、利用施設側と安全管理面について、十分な協議をして、計画的に実施する。
- 2 外で活動する場合は、活動場所の地理的条件や自然条件等を十分把握しておくとともに、突風・落雷や急激な降雨など、天候の変化等に留意し、気象条件が悪い場合には、決して無理をして実施することがないように臨機応変に対応する。
- 3 実施前には、活動中の危険を予測し、危機管理に万全を期して、引率者や指導者等が共通理解して臨むようにする。
- 4 児童生徒に対しても、危険予測学習等を活用して、危険な場所に近づいたり、危険な行動をとったりしないよう、事前指導の徹底を図る。